

○犯罪被害者等早期援助団体に提供する犯罪被害者等情報取扱要領の制定について（例規通達）

（平成 23 年 4 月 11 日鳥県民例規第 1 号 鳥生企例規第 7 号 鳥少例規第 1 号 鳥生環例規第 1 号 鳥刑企例規第 5 号 鳥捜一例規第 1 号 鳥捜二例規第 3 号 鳥組例規第 2 号 鳥交指例規第 2 号 鳥備一例規第 4 号 鳥備二例規第 1 号）

改正 平成 27 年 3 月 6 日鳥務例規第 2 号 令和 2 年 12 月 24 日鳥務例規第 13 号

各所属長

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和 55 年法律第 36 号）第 23 条第 4 項の規定に基づいて行う犯罪被害者等情報の提供に関し、別添のとおり「犯罪被害者等早期援助団体に提供する犯罪被害者等情報取扱要領」を制定し、平成 23 年 4 月 11 日から施行することとしたので、運用上留意されたい。

別添

犯罪被害者等早期援助団体に提供する犯罪被害者等情報取扱要領

第 1 趣旨

この要領は、被害者支援の適正かつ効果的な推進を図るため、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和 55 年法律第 36 号。以下「法」という。）第 23 条第 4 項の規定により、早期援助団体に提供する犯罪被害者等情報の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

第 2 用語の定義

この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(1) 早期援助団体

法第 23 条第 1 項の規定により公安委員会から指定を受けた犯罪被害者等早期援助団体をいう。

(2) 犯罪被害者等

法第 22 条第 1 項に規定する犯罪被害者等をいう。

(3) 犯罪被害者等情報

犯罪被害者等の氏名及び住所その他犯罪被害の概要に関する情報をいう。

(4) 情報受理担当者

犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成 14 年国家公安委員会規則第 1 号）第 7 条の規定により、早期援助団体において、法第 23 条第 2 項第 2 号又は第 4 号に規定する事業の実施を統括管理する者又はその指定する者をいう。

第 3 犯罪被害者等の同意の確認

1 犯罪被害者等への事前説明

警察署長及び交通部高速道路交通警察隊長（以下「警察署長等」という。）は、早期援助団体への犯罪被害者等情報の提供が必要であると認めるときは、あらかじめ、

当該犯罪被害者等（当該犯罪被害者等が少年である場合は、原則としてその保護者）に次に掲げる事項を説明するものとする。

- (1) 早期援助団体が行う支援の具体的な内容に関すること。
- (2) 早期援助団体は、公安委員会から指定を受けた法人であり、法によりその役員若しくは職員又はこれらの職にあった者には守秘義務が課せられていること。
- (3) 早期援助団体への犯罪被害者等情報の提供は、次に掲げる事項を目的として行うものであること。
 - ア 犯罪被害者等が犯罪被害の概要等を繰り返し説明する必要がなくなり、精神的負担が軽減されること。
 - イ 犯罪被害の発生後の早い段階から、早期援助団体が必要な支援を能動的に行えるようになること。

2 同意書の徴取等

早期援助団体に犯罪被害者等情報を提供するに当たっては、犯罪被害者等の明示の同意が必要とされていることから、警察署長等は、1の事前説明をした際に当該犯罪被害者等が早期援助団体の支援を拒絶する意向を示した場合を除き、次に掲げるところにより当該犯罪被害者等から同意書を徴し、又は同意があったことを記録するものとする。

- (1) 犯罪被害者等から同意書（様式第1号）を徴すること。ただし、同意書を徴することが困難な場合において、口頭その他の方法により同意を確認したときは、第4の2(1)において作成する書類に、同意を得た状況を確実に記録すること。
- (2) 早期援助団体に同一の犯罪被害者等に係る犯罪被害者等情報を追加して提供する場合においても、その都度、当該犯罪被害者等から同意書を徴し、又は同意を確認したことを記録すること。

第4 早期援助団体への情報の提供

1 提供する情報の内容

早期援助団体への犯罪被害者等情報の提供は、早期援助団体が法第23条第2項第2号又は第4号に規定する事業を適正に行うために必要な限度において行うものとし、その内容は、犯罪被害者等の希望する支援の内容等に応じ、次に掲げる事項に留意し、個別に判断するものとする。ただし、捜査その他の警察の業務若しくは公判に支障を及ぼし、又は関係者の名誉その他の権利利益を不当に侵害するおそれのあるものを含んではならない。

- (1) 犯罪被害者等が犯罪被害の概要等を繰り返し説明することにより受ける精神的負担を軽減するため、犯罪被害者等情報の提供が必要であること。
- (2) 早期援助団体が犯罪被害者等と早期に連絡を取るため、犯罪被害者等情報の提供が必要であること。

2 情報提供の方法

早期援助団体への犯罪被害者等情報の提供は、次に掲げる方法により速やかに行うものとする。

- (1) 警察署長等は、早期援助団体に提供する犯罪被害者等情報について犯罪被害者等情報提供簿（様式第2号）を作成し、その写しを警務部広報県民課長（以下「広報県民課長」という。）に送付すること。
- (2) 広報県民課長は、警察署長等から犯罪被害者等情報提供簿の写しの送付を受けたときは、当該写しの内容を直接、情報受理担当者に口頭で伝えるとともに当該写しを交付すること。
- (3) 広報県民課長は、早期援助団体に犯罪被害者等情報を提供したときは、当該犯罪被害者等情報に係る犯罪被害者等情報提供簿の写しを送付した警察署長等にその旨を連絡すること。

第5 早期援助団体による支援活動の把握

広報県民課長は、早期援助団体に犯罪被害者等情報を提供した犯罪被害者等について、当該早期援助団体が行った支援活動の状況（その終了又は中止を含む。）を定期的に確認し、その結果を関係する警察署長等に連絡するものとし、当該連絡を受けた警察署長等は、その都度、その内容を犯罪被害者等早期援助団体支援記録票（様式第3号）に記録するものとする。

第6 早期援助団体への便宜供与

警察署長等は、早期援助団体の業務の円滑な運営を図るため、早期援助団体に対し、次に掲げる事項について配慮するものとする。

- (1) 職員を派遣する等して、犯罪被害給付制度に関する説明、犯罪被害者等給付金の支給に係る裁定の申請の補助の要領等について早期援助団体の職員を指導すること。
- (2) 防犯用具等に関する知識及び技術を早期援助団体に提供すること。
- (3) 早期援助団体の相談業務等を後援すること。
- (4) 早期援助団体の支援活動等について警察が発行する広報紙に掲載すること。
- (5) 早期援助団体の広報紙等を警察施設に備え置くこと。
- (6) 可能な範囲で、早期援助団体の行事の開催に当たり、警察施設を提供すること。

第7 広報県民課長への通報

警察署長等は、次のいずれかに該当するときは、速やかに、犯罪被害者等早期援助団体支援活動通報書（様式第4号）により、広報県民課長にその旨を通報するものとする。

- (1) 犯罪被害者等の支援に関し早期援助団体から協力の要請があったとき。
- (2) 早期援助団体の支援についての犯罪被害者等からの謝意、苦情等を認知したとき。
- (3) 早期援助団体から、第6に掲げる事項について要請があったとき。
- (4) その他早期援助団体の業務に関し、参考となるべき事項を認知したとき。

第8 関係書類の整理保管

警察署長等は、次の関係書類に目次を付して整理編てつし、「犯罪被害者等早期援助団体関係書類綴」として保管するものとする。

- (1) 同意書
- (2) 犯罪被害者等情報提供簿
- (3) 犯罪被害者等早期援助団体支援記録票
- (4) 犯罪被害者等早期援助団体支援活動通報書

様式第1号

同意書
[別紙参照]

様式第2号

犯罪被害者等情報提供簿
[別紙参照]

様式第3号

犯罪被害者等早期援助団体支援記録票
[別紙参照]

様式第4号

犯罪被害者等早期援助団体支援活動通報書
[別紙参照]